

○経済産業省告示第 号

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）第九条第二項及び第九条の二第二項の規定に基づき、広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示を次のように定め、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示

（広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用）

第一条 広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号。以下「広

域省令」という。）第九条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものは、広域系統整備計

画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（令和三年経

済産業省告示第三十六号。以下「算定告示」という。）第四条第二号に規定する対象費とす

る。

（広域系統整備交付金及び貸付金の財源に充てるべき額）

第二条 広域省令第九条第二項に規定する広域系統整備交付金の財源に充てるべき額及び広域

省令第九条の二第二項に規定する貸付金の財源に充てるべき額（以下「配分額」という。）

は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十九条の八の規定により卸電力取引所から納付を受けた額を基に、次に掲げる事項を踏まえ、配分するものとする。

一 交付に係る広域系統整備計画及び貸付けに係る認定整備計画に基づく電気工作物の整備又は更新に関する費用

二 前号の整備又は更新の進捗状況

（広域系統整備交付金の算定）

第三条 広域省令第九条第二項に規定する経済産業大臣が定める算定方法は、次に掲げる額の

うちいずれか低い額とする方法とする。

一 算定告示第四条第二号に規定する対象費に一から算定告示第一条第二項第三号に規定する再エネ寄与率を控除して得た率を乗じて得た額に、百分の五十を乗じて得た額

二 前条の規定により配分した広域系統整備交付金の配分額に、広域省令第九条第一項の請求に係る前号の額を、当該請求が行われた日の属する年度と同一の年度の全ての請求に係る前号の額を合計した額で除して得た率を乗じて得た額